

(第2編)

第5章 犯罪の確認と犯人の捜査

第I節 目視検査

第326条 追求される犯罪がその行為の重大な痕跡または証拠を残している場合、予審裁判官またはその代りをする者は、可能であれば、口頭審理裁判のためにそれらの収集と保管を命じ、このために事実の存在と性質に関連する可能性のあるすべてのものの目視検査および記述を行う。

このために、(裁判所)記録に、犯罪現場の描写、そこで発見された物品が置かれている場所と状態、土地の起伏または部屋の状態、および、起訴と弁護のために使用できるその他すべての詳細が記載される。

その生物学的分析が捜査事実の解明に寄与する可能性のある痕跡の存在が判明した場合、予審裁判官は、かかるサンプルの収集、保管および検査が、その真正性を保証する状態の下で、行なわれるために必要な措置を(自ら)採用する、または、採用するよう司法警察または法廷医に命じる。ただし、第282条の規定を害しない。

(本条の最終改訂。2009年)

第327条 事実のさらなる明確化のため、または、事実を確認するために都合がよい場合、十分に詳細な現場の図面が作成される、または、犯罪の対象となった者の肖像画が作成され、または、発見された犯罪の物品または道具のコピーや下絵が作成される。

第328条 窃盗、あるいは、物の破壊、強奪または暴力を伴うその他の犯罪の場合、予審裁判官は残された痕跡を記述しなければならない、また、犯罪が行われた方法、道具、手段または時間について専門家の意見を聴取する。

第329条 前数条の規定を実行するため、予審裁判官は、記述の手続きの間、犯罪現場で発見された者たちはそこに留まるよう、また、近くの他の場所にいた者たちにも直ちに出て来るよう命じることができ、それぞれから個別に適宜な陳述を得る。

第330条 予審手続きを引き起こした犯罪の痕跡が残っていない場合、予審裁判官は、可能であれば、重要な証拠の消失が自然に、偶然に、または、意図的に起こったのか調査・記録する、そして、その(消失)原因またはその(消失の)ために採用された手段を調査・記録する。そして、犯罪の実行に関して取得される可能性のあるあらゆる種類の証拠を収集し、予審調書に記載する。

第331条 犯罪がその実行の痕跡を残さない(性質の)ものである場合には、予審裁判官は、証人の陳述その他の確認手段により犯罪の実行およびその状況を記録す

るよう努め、犯罪が窃盗だったとき、犯罪の目的物が以前存在したことを記録するよう努める。

第 332 条 本節に含まれるすべての手続きは、目視検査と同時に書面で作成され、予審裁判官、検察官（現場にいる場合）、裁判所書記官およびその場にいる者によって署名される。

第 333 条 前数条に定める手続きが実施される場合、その処罰すべき行為の被疑者として訴追されると宣告された者がいる場合、その者は、一人で、あるいは、自らが選んだ、または、要請があれば職権で任命された弁護人の援助を受けて、それらの手続きに立ち会うことができる。それらの者は行為中に適切と思う意見を表明でき、それが受け入れられない場合には記録に残される。

このために、裁判所書記官は、被疑者に、その性質が許す限り事前に、手続きの実行に関して取り決められたことを知らせる、そして、被疑者またはその弁護人が立ち合わない場合でも手続きは停止されない。これらの手続きの結果として自由を剥奪された者にも同じ権利が認められる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 2 節 罪体(*cuerpo del delito)

（訳者注：罪体(cuerpo del delito)とは、犯罪の実行に用いられた対象または手段を意味する。犯罪構成事実（物））

第 334 条 予審裁判官は、まず、犯罪に関連する可能性があつて、犯罪が行われた現場、その近傍、または、犯人またはその他の知れたる者の支配下にある武器、道具または物品を回収するよう命じる。裁判所書記官は、それらが発見された場所、時間および機会を表す報告メモを作成し、それらとその発見状況の全体像を形成できるように詳細に記述する。

報告メモは、（物品等が）その支配下にあつた者により署名され、それらを回収するよう命じる（裁判官）決定がその者に通知される。

押収により影響を受けた者は、いつでも予審裁判官に対してこの措置に対して不服申立てできる。この不服申立ては、被疑者以外の第三者によって提出される場合には、弁護士の介入を必要としない。不服申立ては、その措置の影響を受ける者または成年であるその家族が、（押収）措置が講じられる時点で反対の意思を表明した場合、提起されたとみなされる。

犯罪被害者に属する物は、例外的に証拠として、または、他の手続きの実施のために保持する必要がある場合を除き、（その場合でも）可能な限り速やかに返還されることを害せず、直ちに返還される。また、物品は直ちに返還されるが、証拠手段として、または、他の手続きの実施のために保管されるべき場合には、所有者に裁判官または裁判所の手の届くよう保管する義務を課すことによって、その保存を保証できる。被害者は、いかなる場合でも、前段の規定に従ってこの決定に対して不服

申立てできる。

(本条の最終改訂。2015年)

第335条 犯罪の対象となった人または物を考慮して、予審裁判官はその状態と状況、特に処罰すべき行為に関連する状況を詳細に記述する。

公的機関の付属部門に存在する文書または物品に行われた偽造犯罪の場合で、裁判官または裁判所側で専門家がその調査・検査のためにそれらを目視することが絶対に必要である場合、裁判所書記官はそれらに対応する当局に（渡すよう）要請する。ただし、事件が終了した後、関係当局にそれらを返還することを害しない。

(本条の最終改訂。2009年)

第336条 前2条の場合では、裁判官は、また、それらの条で言及される現場、武器、器具および物品のより良い理解に適切である限り、専門家による調査を命じる。専門家の調査および報告は記録される。

被疑者およびその弁護人も、第333条に定められた条件に基づいて、この手続きに参加できる。

第337条 犯罪の対象となった人または物、および、それに関連する場所、武器、器具または物品を（調書に）記述する行為（のとき）に、犯罪が行われた態様や方法について、当該場所、武器、道具または物品において観察された変化の原因について、または、以前の状態について陳述できる者が居た場合、または、知られた場合、それらの者は記述行為の直後に質問され、その陳述は記述を補足するものとみなされる。

第338条 本章第2節の2の規定を損なうことなく、第334条で言及される器具、武器および物品は、その完全性が保証されるような方法で収集され、裁判官はそれらの留置、保全またはそれらの保管に適した機関への送付を取り決める。

(本条の最終改訂。2009年)

第339条 罪体の消失に使用された手段について、または、罪体がない場合に収集されたあらゆる種類の証拠について専門家の報告を受け取ることが適切な場合、裁判官は、本章第7節に規定される方法で直ちにこれを命じる。

第340条 予審手続きが、変死、または、犯罪の疑いがある死亡の原因によって実行された場合、遺体の埋葬に着手する前、または、掘り起こした直後に、第335条規定の記述がなされると、死体を見て、自己の知見を十分説明する目撃者により（身元が）特定される。

第 341 条 知見ある目撃者がいない場合、遺体の状態が許す場合は、解剖実行前に少なくとも 24 時間公表される。ポスターが遺体安置所のドアに貼られ、そこでは、遺体の認知にまたは犯罪およびその状況の解明に寄与する可能性のあるなんらかのデータを持つ者が予審裁判官に通知することを目的として、遺体が発見された場所、時間、曜日および予審を行う裁判官が表示される。

第 342 条 このような準備を講じたにもかかわらず、遺体が認知されなかった場合、裁判官は、やがて身元確認に役立つよう、遺体と一緒に発見されたすべての私物を収集するよう命じる。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 343 条 第 340 条で言及される予審手続きにおいては、外見検査によって死因が判明できる場合でも、法廷医または必要に応じて裁判官が任命した医師によって遺体の解剖が行われる。当該解剖の様子を正確に記述した後、死因とその状況を報告する。

解剖の実行には、第 353 条の規定が順守される。

第 344 条 各予審裁判所には、法廷医の称号を持つ医師が配置され、(その医師は)裁判区内のあらゆる地点でその専門職の介入およびサービスが必要または適切なすべての事件および(捜査)行為において司法機関を支援する任を負う。

第 345 条 法廷医は任命された(予審)裁判所の市都(capital)に居住し、(予審)裁判官、県控訴院長または恩赦・司法省の許可なしに留守にすることはできない。裁判官の許可は最大 8 日間(の留守の場合)、県控訴院長の許可は最大 20 日間(の留守の場合)、恩赦・司法省の許可は同省が適切と考える期間の留守の場合となる。

第 346 条 不在、病気および休暇の場合、法廷医は、同じ(自治)市で同じ職を務める別の医師と交代する。これがない場合は、裁判官が指名する医師に交代する。その旨を県控訴院長に報告する。

何らかの理由で裁判官が法廷医を利用できない場合にも、同様のこととなる。この義務の履行を拒否、または、回避した者には、125 ペセタから 500 ペセタの罰金が科せられる。

第 347 条 法廷医には、事件の性質が要求する、また、司法機関が要請する熱意、献身性および迅速性を持って、その職および制度に独自なすべての行為または手続きを實踐する義務がある。

第 348 条 なんらかの事件において、法廷医の介入とは別に、裁判官が 1 人以上の医師の協力が必要であると判断する場合、適時な任命を行う。

前段の規定は、また、事件の重大さにより、法廷医が1人以上の医師の協力が必要であると判断し、裁判官がこれを支持した場合に適用される。

第349条 司法の適切な運営と両立する限り、裁判官は、法廷医に、その陳述をなすため、報告および調査を行うため、また、必要に応じてその他の文書を作成するため、節度ある期間を与えることができる。また、同様に、法廷医に、それが解剖と遺体の発掘を行うのに最も適切と判断する時間を指定することを許す。

第350条 服毒、怪我またはその他の負傷の場合、患者またはその家族がその法廷医が選択した医師による治療を望まない場合、法廷医が患者の治療を委託される。望む場合は、法廷医は、対応する法医学的サービスを埋めるために責任を負う監督・監視を継続する。

被疑者は、予審裁判官によって任命された医師または告訴当事者によって任命された医師とともに、患者のケアに介入する医師を指名する権利を有する。

第351条 法廷医、または、これがない場合には、予審裁判官が任命した者は、(それらが)患者またはその家族が指定した医者が使用する治療方法または治療計画に同意しない場合は、このことを司法上の適切な目的のために予審裁判官に報告する。同様のことは、場合に応じて、被疑者が指定した医者が実施できる。

このような意見の相違が生じる場合、予審裁判官はより多くの医者を、その意見を述べるために、指名する、そして、必要なデータがすべて記録された後、訴訟事件について判決を下すべき際にこれら(データ)が考慮される。

第352条 前数条の規定は、患者が刑務所、病院またはその他の施設に入所し、その医師によって治療を受ける場合に適用される。

第353条 解剖は、各市または裁判区において行政機関が(解剖)目的および遺体安置所として指定した公共の場所で行われる。それにも関わらず、予審裁判官は、その家族が要求し、予審の成功を妨げない場合は、適切であると判断するとき、別の場所または故人の自宅で解剖を行うよう処置できる。

予審裁判官が解剖に立ち会うことができない場合は、司法警察官に委任する。事件を担当する書記官がその立会いとそこで行われたことを認証する。

第354条 列車が走行中での鉄道線路上の事故の結果で死者が出た場合、列車は線路から遺体を撤去するのに必要な時間だけ停止され、事前にその状況と状態が記録される。その記録は、事故現場に直ちに到着した当局または司法警察官により、または、たまたま電車に乗っていたそれらの者により、あるいは、これらの者がいない場合には、責任ある最高位の職員により(この場合は政府の職員または係官(agent))が優先される)なされる。

列車の走行を害しないで、最初の手続き(*前掲)を実行すべき、また、遺体の移送を取決めるべき当局に通知するために適切なことが処置される。また、上述の者は現場に必要なデータと背景を迅速に収集する。これらの情報は、事故の原因を明らかにするため最初の手続きを実行する管轄のある当局にできるだけ早く通知される。

第 355 条 刑事訴訟事件のきっかけとなった犯罪行為が傷害である場合、被害者を治療する医師は、その状態および経過を、指示される期間内に、また、予審裁判官に知らせることに値する変化が生じた場合は直ちに、報告する義務を負う。

第 356 条 刑事訴訟事件の審理が要求する化学分析作業は、医学博士、薬学博士、物理化学博士、または、化学の専門家である工学士によって行われる。これらの科学の博士がいない場合は、そのような分析作業を実行するのに十分な知識と経験を持つ学士を任命できる。

予審裁判官は、前段に含まれる者の中で、司法機関が各事件で要求する物質分析をしなければならない専門家を任命する。

予審手続きが実行される裁判区内に、第 1 段で言及される専門家が存在しない場合、または、そこに居住する者が分析を行うことが法的または物理的に不可能な場合、予審裁判官はその旨を((自治州) 高等裁判所) 刑事裁判部長または県控訴院長に知らせる。これらの者は、州域内に居住する第 1 段が示す者の中から、そのような業務を遂行すべき専門家を任命する。同時に、専門家の任命を、適切な保全措置・手続きを持って分析対象物質をそれら専門家に自由に取扱わせるために、予審裁判官に通知する。

被疑者は、裁判官が指定した専門家と共に(分析に)参加する専門家を任命する権利を有する。

第 357 条 前述の学究は、資格専門家としてこの役務を提供する。そして、正当な理由がなければこれを拒否することはできない。拒否した場合は、第 346 条第 2 段の規定が適用される。

第 358 条 裁判所の命令に基づいて専門家として報告する前述の各学究は、手数料および役務の遂行で発生した費用の補償として、規則で定められた金額を受け取る。それらの者は、緊急かつ特別な場合を除いて、1 日あたり 3 時間を超えて働く義務を負わない。このことは記録される

第 359 条 分析が終了し、関連する陳述書に署名したら、学究は、必要に応じて、分析された目的物または物質(の署名入り覚書き)、および、前条の規定によりそれに応じて受け取る権利のある手数料の署名入り覚書きを、予審裁判官、刑事裁判部長または県控訴院長に渡す。

(予審)裁判所は、合理的と思料する所見を添えてこの覚書きを県控訴院長に送り、分析に費やされた時間数が過剰でない場合、その院長はそれを恩赦・司法省に送っ

て処理する。過剰である場合は、分析実行した者の同僚3名が（時間数について）報告するよう取り決める、そして、それらの者の意見に照らして、請求された報酬を（正当と）確認するか、正当なものに減額する、これらすべてを報告書とともに恩赦・司法省に送付する。

同様のことを、口頭審理裁判中に分析が行われる場合、県控訴院長は行う。

第360条 恩赦・司法省は、また、報酬が過大であると認識した場合、その支払いを命じる前に、精密・物理・自然科学アカデミー(Academia de Ciencias Exactas, Físicas y Naturales)に報告および、必要に応じて、報酬の新たな査定を要求できる。そのアカデミーが提出した報告またはそれが実施した新たな査定に鑑み、報酬を（正当と）確認するか、正当なものに減額し、その支払いを命じる。

第361条 これを実施するために、恩赦・司法省は毎年度の予算に必要と認める金額を計上する。

第362条 前述の学究は、この役務のために以前に設定された報酬以外の報酬を請求できない、また、裁判官または裁判所に対し、自己の仕事を遂行するために実験室の用具または試剤あるいは補助者を提供するよう要求できない。

専門家、実験室または試剤の不足により、県控訴院の管轄区域で分析を実施できない場合、県都(capital de provincia)、または最後の手段として王国の首都で実施される。

第363条 （一人制）裁判所および（合議制）裁判所は、必要な司法捜査と司法の正しい運営にとって化学分析が絶対的に不可欠であると考えられる場合にのみ、その実施を命じる。

それを正当化する証明された理由がある限り、予審裁判官は、理由付き裁定で、被疑者のDNAプロファイルの決定のために不可欠な生物学的サンプルの被疑者からの採取を取り決めることができる。このために、裁判官は、比例性と合理性の原則に適合する身体検査、身体認知または身体施術のような行為の実行を取り決めできる。

（本条の最終改訂。2003年）

第364条 強盗、窃盗または詐欺の対象物の以前の存在を証明する必要がある強盗、窃盗、詐欺、その他の犯罪において、その事件の目撃者がいない場合、被害者として現れた者の前歴について、また、犯罪が行われたときにそれらの者がそれらを所持していたことを示すあらゆる状況について情報が受け取られる。

第365条 犯罪またはその状況を評価するために、その対象となった物の価値または引き起こされた（損害の額）、または、引き起こされた可能性のある損害の額を見

積る必要がある場合、(予審) 裁判官はそれについて所有者または被害者の意見を聞く。その後、本章第7節に規定される方式で専門家検査を取り決める。裁判所書記官は、任命された専門家に、報告する必要がある評価対象物と評価の直接材料を提供する。そのような物品を裁判所が自由にできない場合、裁判所書記官は、収集可能な適時なデータを提供する。このことは、そのような場合に、その提供されたデータに従って、損害の評価と調整が節度ある方法で行われることを目的とする。

商業施設から盗まれた商品の評価は、一般への販売価格に留意して決定される。

(本条の最終改訂。2009年)

第366条 本節および前節に規定された手続きは、予審において他の手続きよりも優先して実行され、その執行は、被疑者の人身の保証のため、または、犯罪被害者に必要な援助を与えるためのみ中断される。

第367条 (予審) 裁判官は、いずれにしても、予審中は、罪体を構成する物品の返還を目的とした請求や訴訟を、その種類が何であろうと、誰が主張しようとして認めない。

(本条の最終改訂。2009年)

第2節の2 裁判関連物品の破棄と期限前換金

第367条の2 刑事秩序では、刑事手続きの過程で裁判所の処分に置かれた、差押えられた、押収された、または、捕獲されたすべての財物は、裁判関連物品(*efecto judicial*)とみなされる。

(本条の新設。2006年)

第367条の3 ① 押収(差押え)された物品自体の性質により、または、その貯蔵や保管に伴う現実的または潜在的な危険により必要または適切な場合には、検察庁、および、知っているときは、所有者またはその破棄が求められている物品がその支配下にあった者を事前に聴聞して、裁判関連物品の破棄を、十分なサンプルを残して、命じることができる。

有毒薬物、麻薬または向精神薬が関係する場合、それらを管理している行政当局は、関連する分析報告が実施された後、科学的基準に従って、後での立証または捜査を保証するために必要となる最小限の必須サンプルの保存が保証されると、予審裁判官に事前に通知して、通知から1か月が経過しても、司法当局が理由付き裁定を通してそのような物質全体の保存を命令しなかった場合、直ちに廃棄を開始する。いずれにせよ、保存されたものは常に管轄司法機関の裁量に委ねられる。

② いずれにしても、裁判所書記官は適時な記録を作成する、そして、破棄が取り決められた場合には、破棄される物品の性質、質、量、重量およびサイズが裁判記録に記載されなければならない。事前の価格査定がなかった場合、破棄後にその価

値を決めることが不可能な場合には、その価値についても記録が作成される。

③ 前2項の規定は、知的および工業所有権に対する犯罪の実行に関連して押収された物品にも適用される。また、そのような物品が専門家検査された後、後の立証や捜査を保証するために必要となるサンプルの保存を確実にして、期限前に破棄することもできる。ただし、司法当局が破棄の申立てから1か月以内に完全な保存を、理由付き裁定を通して、取り決める場合を除く。

④ 対象物がその性質上、元の状態で保存できない場合、裁判官は、可能な限り最善の方法で保存するために適切と考えることを裁定する。

(本条の新設。2006年)(本条の最終改訂。2015年)

第367条の4 ① 合法的取引の裁判関連物品は、証拠品でない場合、または、訴訟費用で残さなければならないものではない場合、以下のいずれかの場合、判決の言渡しまたは確定を待たずに換金することができる：

- a) 傷みやすいとき。
- b) 所有者が明示的に放棄した場合。
- c) 保存と保管のコストが物品自体の価値よりも高い場合。
- d) その保存が公衆衛生や安全に危険を及ぼす可能性がある場合、または、(保存が)その価値の大幅な低下を引き起こす可能性がある場合、または、その通常の使用および機能に重大な影響を与える可能性がある場合。
- e) 物質的減損を受けずに、時間の経過により実質的に減価する物品である場合。
- f) 所有者が、裁判関連物品の行き先について正式に要求されたにもかかわらず、なんらの表明を行わない場合。

② 前項に規定する事態のいずれかが発生した場合、裁判官は、職権により、あるいは、検察官、当事者または資産回収管理局(Oficina de Recuperación y Gestión de Activos)の要請により、利害関係人の事前の聴取を経て、裁判関連物品の換金を取り決める。ただし、以下のいずれかの状況が発生する場合を除く：

- a) 財物または物品の差押えまたは没収に対して利害関係者による不服申立てが係属中である。
- b) (換金)措置が、(それが)利害関係者に与える可能性のある影響を、特に、没収の保全裁定の根拠となった嫌疑の重要性の大小を考慮すると、不均衡である可能性がある。

③ 前2項の規定にかかわらず、欧州連合における刑事裁定の相互承認に関する法律(Ley de reconocimiento mutuo de resoluciones penales)の適用において外国司法当局が採択した協定の執行において問題の財物が差し押さえられた場合、その換金は、事前に外国司法当局からの認可を得ないと、実現されない。

(本条の新設。2006年)(本条の最終改訂。2015年)

第367条の5 ① 裁判関連物品の換金は、以下のもので構成される：

- a) 非営利団体または公的機関への納品。
- b) 専門家または専門団体を通しての換金。
- c) 公売。

② 裁判関連物品は、その価値が無視できる場合、または、専門家または専門団体を通しての換金があるいは、公売による換金が経済的ではないと予測される場合には、非営利団体または公的機関に渡すことができる。

③ 裁判関連物品の換金は、規則で定められた手続きに従って行われる。上記にかかわらず、換金を取り決めることに先立って、検察庁と利害関係者の意見を聴取する。

物品、財物、器具および利潤の換金による収益は、資産の保全およびその換金手続きによって発生した費用に使用される、そして、剰余金は裁判所の供託口座(cuenta de consignaciones)に入り、裁判手続き中に必要に応じて宣言される民事上の責任および費用の支払いに当てられる。また、これらの資金は、規則に定められた条件および手順に基づいて、資産回収管理局および犯罪組織の活動の抑圧を担当する検察庁の諸組織に最終的に全部または部分的に割り当てることができる。上記はすべて、違法麻薬密売およびその他の関連犯罪により没収された財物の基金(Fondo de bienes decomisados por tráfico ilícito de drogas y otros delitos relacionados)についての規定を害しない。

外国の司法当局の命令により差押えられた、または、没収された財物の換金の場合には、欧州連合における刑事裁定の相互承認に関する法律の規定が適用される。

(本条の新設。2006年)(本条の最終改訂。2015年)

第367条の6 ① 保全措置として没収された財物または物品の暫定使用は、次の場合に許可することができる：

- a) 第367条の3第1項のb)からf)に規定された状況があり、その物品の使用が期限前換金よりも行政機関にとって有利となる場合、または、その期限前換金が適切でないと考えられる場合。
- b) 公共サービスの提供に特に適した物品である場合。

② 前項に規定されるケースのなんらかが存する場合、裁判官は、職権により、あるいは、検察庁または資産回収管理局の要請により、利害関係人の事前聴取を経て、裁判関連物品の暫定的な使用を許可する。ただし、第367条の3第3項第2段に規定される状況のなんらかが存する場合を除く。

③ 資産回収管理局は、法律の規定および規則に従い、保全措置として没収された物品の使用の授与および採用されるべき保存方法について裁定する。

同局は取り決めたことを裁判官または裁判所および検察官に通知する。

(本条の新設。2006年)(本条の最終改訂。2015年)

第367条の7 裁判官または裁判所は、職権で、または、検察庁または資産回収管理局自体の要請により、犯罪組織の枠組みで行われる犯罪活動から生じる物品、財物、

器具および利潤の所在確認、保存および管理を資産回収管理局に委託できる。

当該管理局の組織と運営は規則で規制される。

(本条の新設。20010年)(本条の最終改訂。2015年)

第3節 犯人の同一人性およびその個人的状況

第368条 特定の者に責めを負わせる者は誰でも、もし、予審裁判官、訴追人または責めを負わされる者自身が、この責めを負わされる者の特定のために基本的に(法的)手続きが必要であると考えられる場合は、指摘する者との関連で、それらの者が言及する者が誰であるかの疑いを与えないために、その者を裁判上同一人と特定しなければならない。

第369条 本人特定手続きは、本人特定されるべき者を同様の外見をした者と共に出頭させ、本人特定すべき者の視界に配置して行われる(*いわゆる面通しである。)。裁判官が最も適切と判断した場合、全員の面前で、または、見えない場所から、本人特定すべき者は、その陳述で言及した者がその輪の中に、または、グループの中に居るかどうかが表明する。断定的な場合は、その者を明確かつしっかりと識別する。作成される裁判所記録には、(面通しの)輪またはグループを構成したすべての者の名前とともに、行為のすべての状況が記載される。

第370条 一人の者を特定しなければならない者が複数いる場合、前条に規定された手順は各者に対して個別に実行されなければならない、最後の特定が完了するまで相互に通信することはできない。

同一の者によって特定されるべき者が複数の場合、それら全員を1回の行為で特定することができる。

第371条 ある容疑者を逮捕した者は、被逮捕者が、関係者による特定を困難にする可能性のあるその人身や服装を変更しないように、必要な保全措置を講じる。

第372条 刑務所長および拘置所長も同様の保全措置を講じなければならない。また、担当する施設内で着用すべき制服がある場合には、在監者または被拘禁者が施設に入るときに着用していた衣服を大切に保管し、本人特定手続きに便宜な場合何度でも着用できるようにする。

第373条 被疑者の同一人性に関して何らかの疑念が生じた場合には、その目的に適したあらゆる手段を用いてそれを証明するよう務める。

第374条 裁判官は、被疑者の人的特徴を、裁判所記録がその同一人性の証明に使用できるよう、可能な限り詳細に記録する。

第 375 条 被疑者の年齢を証明し、その同一人性を確認するために、裁判所書記官は予審手続きに、身分登録簿のその出生登録の証明書、または、それに登録されていない場合は、その洗礼届出の証明書を持ち込む。

いずれにしても、被疑者の出生または洗礼を証すべき身分登録簿または教区を調べることができない場合、または、その（出生）登録または洗礼届が存在しない場合、また、被疑者が遠隔地で生まれたと述べているため、関連する証明書を訴訟に持ち込むのに長い時間を費やす必要がある場合、予審は停止せず、前条（ママ。前段？）の文書は、法廷医または裁判官が任命した医師が身体検査後に提出する被疑者の年齢に関する報告書に置き換えられる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 376 条 被疑者の同一人性に疑いがなく、刑事責任を最大限に問うことが刑法で要求される年齢に達していることが分かっている場合は、前条に定める証明を、それを実行するためには何らかの困難が発生するか、または、大幅な遅延を引き起こす場合、省略できる。

その後の手続きや公判中では、被疑者は知られている名前、または、名乗っている名前と呼ばれる。

第 377 条 予審裁判官が適切と判断した場合には、被疑者が居住していた市当局または警察関係者に被疑者に関する報告を求めることができる。

これらの報告は理由付きでなされ、もし、それが不可能な場合には、これを妨げる原因が記載される。

故意または重大な過失がある場合を除き、報告者は一切の責任を負わない。

第 378 条 裁判官は、また、被疑者を知っていて、その行為について説明できるすべての者から、その行為に関する陳述を受けることができる。

第 379 条 被疑者の犯罪記録は、1878 年 10 月 2 日の中央受刑者登録所 (Registro Central de Penados) の設立以前の記録を必要に応じて記録されていると推定される裁判所に請求し、それ以降の記録を排他的に恩赦・司法省に請求して、訴訟に持ち込まれる。

恩赦・司法省の登録所長は、申請を受領した日から 3 日以内の延長不可期間内に、申請された犯罪記録、または、場合によって、記録がない証明を交付する義務を負う、そうしない場合は、それを妨げた正当な理由を証明する。

裁判所ではこのサービスの完了を優先し、それを遅らせた公務員は懲戒処分の対象となる。

第 380 条 被疑者が 9 歳以上で 15 歳未満の場合、裁判官はその者の判断力、特に事

件を引き起こした行為の犯罪性を評価するその能力に関する情報を収集する。

この情報収集においては、その個人的状況により、また、犯罪実行前後の被疑者との関係により確かな証言が期待できる者から話を聞く。それらがいない場合は、2人の小学校教師が、法廷医または法廷医に代わる者と一緒に、被疑者を検査し、意見を述べるために、指名される。

第381条 裁判官は、被疑者が精神障害の徴候を示していることに気づいた場合、その者が拘留されている施設で、あるいは、より合目的の場合、または、自由にされている場合は、公共の施設で、法廷医による観察にただちに付す。

この場合、法廷医は本章第7節に規定される方法でその報告を行う。

第382条 前条の規定を害しないで、裁判官は第380条に規定された方法で被疑者の精神障害に関する情報を収集する。

第383条 犯罪を犯した後に精神錯乱(dementia)が生じた場合で、予審が終了した場合、管轄裁判所は、被疑者が健康を回復するまで訴訟を棚上げするよう命じ、その者に関しては精神錯乱の状態で行った者に対して刑法が規定するものを処置する。

同じ犯罪で前段のケースに該当しない被疑者が別にいる場合、訴訟事件はそれらの者のみについて続行する。

第384条 予審で特定の者が犯罪を起こした合理的な徴候が現れた場合、その者は訴追されると宣言する決定が下され、本章および本法のその他の章に規定される形式および方法でその者に（訴訟）手続きが講じられるよう命じる。

被疑者は、被疑者となった時から、面会禁止でない場合、弁護士からアドバイスを受けることができる、また、予審手続きの早期終了を要求するため、関心のある手続きの実行を要求するため、そして、自己の立場に影響を与える主張をするため、弁護士を利用できる。最初のケースでは、県控訴院に苦情の不服申立てすることができ、他の2つのケースでは、予審裁判官がその希望に応じない場合には、県控訴院に控訴できる。

これらの控訴は、単一の効果（*移審効果）においてのみ認められる。

本条の規定を履行するため、予審裁判官は、未成年の被疑者自身またはその法定代理人が代理および弁護のために信頼できる者を指定しない場合、未成年の被疑者に訴訟代理士および弁護士を付けるよう処置する。

ある者の訴追を宣言する予審裁判官が下す決定に対しては、その決定が通知された日から3日以内に、その者の代理人によって、（決定の）変更請求を利用することができる。そして、変更請求の却下決定に対しては、却下決定が不服申立て人の代理人に通知されてから5日以内に限り、控訴を単一の効果（*移審効果）で提起できる。また、単一の効果（*移審効果）で、控訴を補充的に変更請求と共に提起できる。その場合、予審裁判官は後者を却下するときは、前者が受理されたと宣言する。

変更請求が容認される場合は、前に取り決められた訴追は無効となり、県控訴院への（検察側等の）訴追請求の再提起に関しては次段の規定が適用される。

訴追の（予審裁判官の）却下決定に対しては、この（訴追の）決定を請求した者のみに変更請求（すること）が許され、通知後3日以内にこの権利を利用する。このように請求された変更（請求）の却下決定に対しては、控訴およびその他の種類の不服申立てを利用することはできない。しかし、訴追請求が却下された（検察側等の）当事者は対応する県控訴院に訴追請求を、当該裁判所に出頭して当該権利を行使する場合で、本法第627条に規定する（訴訟記録の）移送をそのような移送が許可された期間内に正確になす場合、再提起することができる。このような場合、裁判所（県控訴院）は、第630条が命じる決定を下す際に、その根拠を示して適切なものを裁定する。そして、裁定を予審裁判官の判断に委ねることはできなくして、請求された訴追宣告が適切であるとみなす場合、予審裁判官にその宣言をすることを命じる。予審裁判官のこれらの裁定の対象となる被疑者は、変更請求を事前に使用する必要がなく、単一の目的（*移審効果）で控訴を直接使用できる。

訴追の却下決定に対して提起された（検察側等の）変更請求の裁定が不服申立て人に有利であり、そのため、最初に請求された訴追が取り決められる場合、そのように宣言する裁定に対して、（裁定が）影響する被疑者の代理人は、本条で被疑者に与えられている同じ変更請求および控訴を使用できる。

第384条の2 訴追の（予審裁判官）決定が確定し、武装集団、テロリストまたは反政府勢力の構成員または関係者により犯された犯罪により仮拘禁が命じられると、公職に就いていた被疑者は、投獄中は自動的にその職務執行が停止される。

第4節 被疑者の供述

第385条 裁判官は、職権で、あるいは、検察庁または私人訴追人の請求により、事実を調査するために適切と思う供述を被疑者にさせる。私人訴追人および民事原告は、予審裁判官が命じるときは、尋問に同席できない。

第386条 被疑者が逮捕された場合、最初の供述を24時間以内に受ける。

重大な事由が介在する場合、この制限時間はさらに48時間延長できる、これは延長を取り決めた裁判所命令に記載される。

第387条 （削除）。

第388条 最初の供述では、被疑者は名前、父方と母方の姓、あだ名（もしあれば）、年齢、国籍、住民籍、婚姻状況、職業、技能、仕事、生計方法、子供がいるかどうか、過去に起訴されたことがあるか、どのような罪で、どの裁判官または裁判所で、どのような刑罰が下されたか、刑罰を履行したかどうか、読み書きできるかどうか、そして自分が訴追される理由を理解しているかどうか、尋ねられる。

第 389 条 被疑者がなすべき供述においてその者にされる質問は、(犯罪) 行為の調査、および、被疑者および (犯罪) 行為の実行または隠蔽に貢献したその他の者たちの (犯罪) 行為への参加に向けられる。

質問は直接的なものでなされる。いかなる理由であっても、欺罔的、または、示唆的な方法で行うことはできない。

被疑者に対していかなる種類の強制または脅迫を用いることはできない。

第 390 条 被疑者の供述または回答は口頭で行われる。それにもかかわらず、予審裁判官は、常に相手の状況と訴訟の性質を考慮して、説明が難しい点について裁判官の面前で書面による回答作成を、または、メモの参照を許可できる。

第 391 条 被疑者に、罪体を構成するすべての物品、または、裁判官が適切と判断した物品が、それらを (被疑者が) 認知する目的で示される。

被疑者は、そのような物品の出所、用途およびその物品を所持していた理由について尋問され、一般に、真実の解明につながるその他の状況についても常に尋問される。

裁判官は、いかなる種類の強制も行わないこと、被疑者に対し、自己の面前でなんらかの単語または文章を書くよう命じることができる、この措置が、被疑者に帰せられる文書の正当性について生じる疑念を払拭するのに有用であると考えられるとき (できる)。

第 392 条 被疑者が回答を拒否したり、気が狂った、耳が聞こえない、または、口がきけないふりをしたりした場合、予審裁判官は、沈黙や仮病に係わらず、訴訟の予審手続きは継続されると警告する。

裁判所書記官はこれらの状況を記録する、また、予審裁判官は、被疑者が現わしている病気についての真実を、本章第 2 節および第 7 節のそれぞれの条項の規定をこの目的のために遵守しながら、調査する。

第 393 条 被疑者への尋問が長時間に及んだ場合、または、被疑者に対する質問の数が多すぎて、まだなされていない質問に答えるのに必要な判断の平静さを失った場合には、尋問は中断され、被疑者に、休んで平静を取り戻すために必要な時間が与えられる。尋問に費やされた時間は常に供述書自体に記録される。

第 394 条 (廃止)

第 395 条 (廃止)

第 396 条 被疑者は、(自己が) なした引用および提案したその他の措置が緊急に処理されて自己の放免に、または、事実の説明に適切であると思うことを表明することを、それが裁判官が供述の確認に役立つと判断する場合、許可される。

いかなる場合も、被疑者を責め、また、非難することはできず、また、被疑者が要求した場合で、裁判官が（予審）調書の全部または一部の公表を許可しない場合、その者の上記の供述以外（予審）調書のいかなる部分も読み上げられない。

第 397 条 被疑者は自身で供述を（口述）筆記できる。そうしない場合は、裁判所書記官が行い、可能な限り、被疑者が使用したのと同じ言葉を記載するよう努める。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 398 条 被疑者がスペイン語を知らない場合、または、聾啞者である場合は、第 440 条、第 441 条および第 442 条の規定が適用される。

第 399 条 （予審）裁判官が、被疑者が取り調べられるべき事件の現場で、または、その者と関連する人物または物品の前で、被疑者を取り調べるのが都合がよいと考える場合は、第 438 条の規定が適用される。

第 400 条 被疑者は何度でも供述できる、訴訟に関連するものであれば裁判官は直ちに供述を受ける。

第 401 条 供述書には質問と回答が一体化して記載される。

第 402 条 被疑者は供述書を読むことができ、裁判官は被疑者にこの権利があることを通知する。

被疑者がそれを利用しない場合には、裁判所書記官がその面前でそれを読み上げる。

第 403 条 （供述の）削除または修正については、第 450 条の規定が適用される。

第 404 条 供述書はその行為に介入した全員により署名され、裁判所書記官により認証される。

第 405 条 後発の供述において、被疑者が最初の供述に矛盾したり、以前の自白を撤回したりした場合には、矛盾の動機や撤回の理由について尋問されなければならない。

第 406 条 被疑者の自白は、自白の真実性および犯罪の存在を確信するために必要な（捜査）手続きの実施を予審裁判官に免除しない。

この目的のために、予審裁判官は自白した被疑者に、犯罪のすべての状況、および、その自白を確認するのに役立つあらゆることを説明するよう尋問し、主犯または幫

助者であったか、また、行為の目撃者または行為を知った者を知っているかどうか尋問する。

第 407 条 被疑者の面会禁止については、第 506 条から第 511 条までの規定が適用される。

第 408 条 面会禁止決定の根拠は、その（決定）通知のとき、被疑者に読み上げられず、そのコピーも渡されない。

第 409 条 未成年の被疑者から供述を受けるために保佐人 (curador) を任命する必要はない。

第 409 条の 2 法人が訴追される場合、そのために特に指定された代表者の供述が、弁護士の支援を受けて、取られる。この供述は、（犯罪）行為の調査、および、訴追される企業および事件の実行に介入した可能性のあるその他の者のその（犯罪）行為への加担に向けられる。本節の条項の規定は、黙秘する権利、自己（の利益）に反して供述しない権利、有罪と自白しない権利など、その特別な性質と矛盾しない場合、当該供述に適用される。

それにも関わらず、法人がその代表者として特に指定した者が出頭しない場合には、供述しない権利の行使と解され、この（供述）行為はなされたものとされる。

（本条の新設。2011 年）

第 5 節 証人の陳述

第 410 条 （裁判所呼出しに）障害がないスペイン領内に居住するすべての者は、スペイン人であろうと外国人であろうと、尋ねられる内容について知りうることを陳述するため、法律に定められた手続きに従って呼び出される場合、裁判所の呼び出しに応ずる義務がある。

第 411 条 次の者は前条の規定から除外される：国王、女王、それぞれの配偶者、皇太子および王国の摂政。

スペインで認証された外交官、また、外交使節団の事務職員、技術職員またはサービス職員およびその家族は、条約で要求される要件を満たしている場合、陳述義務を免除される。

第 412 条 ① 王室の他のすべてのメンバーは、また、（予審）裁判官の呼び出しに応じることを免除される、しかし、陳述は免除されない。陳述は書面で行うことができる。

② 以下の者は、裁判官の呼び出しに応じることを免除される、しかし、陳述は免除されない。その職にあるために知っている事実について書面で報告できる。

1. 首相およびその他の閣僚。
2. 下院および上院の議長。
3. 憲法裁判所長官。
4. 司法機関総評議会(Consejo General del Poder Judicial)の議長。
5. 全国統括検察官(Fiscal General del Estado) (*注:わが国の検事総長類似)。
6. 自治州の首長。

③ 上記第2項で言及される者のいずれかから、その職務の理由では知見がなかった問題について陳述を受けることが都合がよい場合、この陳述はその者の住居または事務室で取られる。

④ 本条第2項で言及される役職に(以前)就いていた者も、裁判官の呼び出しに応じることは免除される、しかし、陳述は免除されない。その職にあったために知った事実について書面で報告できる。

⑤ 以下の者も、裁判官の呼び出しに応じることを免除される、しかし、陳述は免除されない。その事務室またはそのメンバーである組織の本部で陳述できる。

1. 下院議員または上院議員。
2. 憲法裁判所の上級裁判官および司法機関総評議会の評議員(Vocales)。
3. 最高裁判所の裁判部(対応)検察官(Fiscales de Sala)。
4. 護民官(Defensor del Pueblo)。
5. 陳述を受ける司法当局よりも上位のいかなる裁判秩序の司法当局。
6. 自治州立法議会の議長。
7. 国家評議会(Consejo de Estado)の議長および常任評議員。
8. 会計検査院(Tribunal de Cuentas)の院長および評議員。
9. 自治州統治評議会(Consejos de Gobierno)のメンバー。
10. (各省の) 国務長官、次官および類似の者、自治州およびセウタ州およびメリリャ州における政府代表、知事および財務官。

⑥ 管轄区域が限定される職務が関係する場合、関連する免除は、自治州の首長と立法議会の議長を除き、その領域内で受けるべき陳述に関してのみ適用される。

⑦ 領事館の構成員に関しては、現行の国際条約の規定が適用される。

第413条 前条第3項の陳述を受けるために、(予審)裁判官は、事前に日時を通知して、関係者の住居または事務室に出向く。

裁判官は、前条第5項で言及される者から陳述を受ける場合、その陳述がその事務室またはそのメンバーである組織の本部で行われる場合と同様の方法で進める。

第 414 条 第 412 条の第 3 項および第 5 項で言及される者のいずれかが、自宅または公邸で裁判官を迎えることへの（抵抗）、または、予審の事実に関して質問されることについて知っている限りの陳述をすることへの抵抗は、適切な目的のために検察庁に通知される。

同条第 7 項に記載される者が前述の抵抗を示した場合、裁判官は、（事態を）説明する公証謄本を送付して、直ちに司法省に通知する、そして、司法大臣がケースについて下す裁定が（裁判官に）通知されるまで、それらの者に関して全ての手続きを控える。

第 415 条 第 411 条第 2 段および第 412 条第 7 項に記載される者は、書面で陳述するよう求められる、そのため、司法省に対して、外務省に対する通知とともに、外交ルートを通じて回答できるために、回答しなければならないすべての点を含む質問書が送付される。

第 416 条 以下の者は陳述義務が免除される：

① 被疑者の直系尊属または卑属、その配偶者または婚姻類似の事実上の関係で結びついた者、その（全血）兄弟姉妹または異父兄弟姉妹および二親等までの傍系血族。

予審裁判官は、前段に含まれる証人に対し、被疑者に不利な陳述をする義務はないが、適切と思われる陳述を行うことができる旨を勧告し、裁判所書記官はこの勧告に対する回答を記録する。

前項の規定は、次の場合適用されない：

1. 証人に、未成年の被害者または特別の保護を必要とする障害を持つ被害者の法定代理権または事実上の監護権が付与されているとき。
2. 重罪(*delito grave)を扱っていて、証人が成年者である、また、被害者が未成年者または特別の保護を必要とする障害者であるとき。
3. その年齢または障害により、証人が免除の意味を理解できないとき。このために、（予審）裁判官は事前に影響を受ける者の意見を聞き、裁定するために専門家の助力を得ることができる。
4. 証人が、訴訟手続きに私人訴追人として関係している、または、関係した場合。
5. 証人が、陳述しない権利を適法に告げられた後、訴訟手続き中に陳述することを受入れた場合。

（訳者注：delito grave（重罪）とは、重刑(pena grave)が科される犯罪で、重刑は刑法第 33 条第 2 項に列挙されている。）

② 被疑者の弁護士。ただし、被疑者がその弁護人の資格で（その弁護士に）打ち明けた事実に関して。

証人のいずれかが、被疑者の一人または複数人と前数号に示されたいずれかの関係に該当する場合で、その証言がその者の親族または被弁護者に危害を及ぼす可能性がない場合、他の被疑者について証言する義務を負う。

③ 被疑者または被告人と前項で言及される者との間の会話および通信の翻訳者および通訳者。ただし、その翻訳または通訳が言及している事実に関連して。

(本条の最終改訂。2021年)

第417条 次の者に証人として陳述する義務を負わせることはできない：

① 離脱カルト(culto disidente)の聖職者および牧師。ただし、その(聖職)職務の遂行中にそれらに明かされた事実について。

② 文官であれ軍人であれ、種類を問わず、公務員。ただし、その職務により守秘義務のある秘密を犯すことなく陳述できないとき、または、正当な(職務)服従に基づいて行動して、要求される陳述をなすためにその階層上の上司から許可されていないとき。

③ 身体的または精神的障害のある者。

第418条 証人に、物質的または精神的および直接的・重大な態様で、第416条で言及される親族のなんらかの者の人身または財産を害する可能性のある質問について陳述する義務を負わせることはできない。

国家の安全、公衆の安寧あるいは国王またはその後継者の神聖な人身を損なうことで、犯罪が極めて重大な場合を除く。

第419条 証人が裁判所の呼び出しに身体的に応じられない場合で、陳述を聴取しなければならぬ予審裁判官は、尋問によって患者の命が危険にさらされないとき、証人の住居まで出向く。

第420条 第412条に規定される者を除き、妨害の事由なくして、最初の裁判所の呼び出しに応じない者、または、質問された事実について知っていることの陳述に抵抗する者は、これらの者が前数条の免除に含まれない場合は、200ユーロから5,000ユーロの罰金が科せられる、また、抵抗を続けるときは、呼び出しに応じない場合では、当局の職員によって予審裁判官の面前に連行される、そして、刑法第463条第1項に規定される司法に対する妨害罪で訴追される。そして、また、陳述に抵抗する場合は、当局に対する重大な不服従罪で訴追される。

罰金は、(当該)軽罪が知られる、または、犯されると即座に科せられる。

(本条の最終改訂。2002年)

第421条 予審裁判官または治安裁判官は、必要に応じて、告発または告訴において、あるいは、その他のいかなる陳述または手続きにおいて呼び出される証人を、また、事実または状況を知っている、または、犯罪および犯人の確認または調査のために適切な情報を持っているその他すべての者を、自己の面前に参集させ、尋問する。

それにも関わらず、無関係または不必要な呼び出しをしないよう努める。

第 422 条 証人が予審を行う裁判官の裁判区または市の外に住んでいる場合、裁判官は、犯罪の確認または犯罪者の身元確認に絶対に必要であると考えられる場合を除き、証人にその面前に出頭する命令を差し控える。必要と考える場合は、これは理由付き裁判所決定によって命じられる。

また、（予審）裁判所の市都以外の場所に居住する公共監視職員 (empleado de vigilancia pública) の出頭を回避しなければならない、また、駅長、（鉄道）機関士、火夫、車掌、電信技師、切符番、集金人、交換手、または、その他同様の職務を遂行する職員は、その出頭が絶対に必要な場合、直属の上司を通じて呼び出される。

第 423 条 前条第 1 段および第 2 段の一般規則の場合において、陳述が緊急であるため直属の上司を通しての証人呼出しの遅延が許されない場合で、当該従業員が公衆に重大な危険や損害を与えることなくその提供するサービスを放棄できない場合、事件の予審裁判官は、証人が居住する（自治）市地域または裁判区の予審裁判官に陳述を受けることを依頼する。

第 424 条 証人が外国に居住している場合、共助囑託書が外交ルートを通じて、また、恩赦・司法省を経由して陳述を受ける権限のある外国裁判官に送付される。共助囑託書には、必要な背景が含まれ、証人に行われるべき質問が記載されなければならない。ただし、当該（外国）裁判官が、自己の裁量と慎重さが促がすことに従って、質問を拡張することを害しない。

予審裁判官または裁判所への証人の出頭が必須である場合で、証人が自発的に出頭しない場合には、恩赦・司法省に、同省が適切な裁定を行えるよう、その旨が通知される。

第 425 条 陳述するために呼ばれる者が公職に就いている場合、呼出し実行と同時に直属の上司に、その者の不在中に代替者を任命するために、公的利益または安全がそう要求する場合、通知される。

第 426 条 証人は、本法第 1 編第 7 章に規定される方法で呼び出される。

第 427 条 証人が陳述をするために予審裁判官の前に出頭する必要がない場合、発行される共助囑託書には、証人指定のための正確な状況および証人が答えなければならない質問が記載される。ただし、陳述を受ける裁判官または裁判所が事実をより明確にするために適切であると判断する質問を害しない。

第 428 条 陳述を認証しなければならない（委嘱された裁判官の）書記官は、第 175 条に規定される召喚状を、同条に規定されるすべての事項、および、共助囑託書によって陳述を受け取らなければならないという状況を記載し発行する。

第 429 条 軍事裁判権に属する証人は、予審裁判官が適切と判断した場合、他のすべての証人と同様に（予審裁判官）自身により、または、権限のある軍事裁判官により尋問される。前者の場合、予審裁判官は、証人になされた呼出しを所属する隊の司令官に知らせるよう命じなければならない。後者の場合には、前 2 条の規定が適用される。

軍事裁判権に属する証人が予審裁判官の前への出頭を拒否したり、宣誓することを、または、なされた尋問に回答することを拒否した場合、予審裁判官は、反抗的な証人の上司に知らせる。上司は、証人を懲戒すること（これは直ちに予審裁判官に通知される）に加え証人に陳述させるために予審裁判官の前に出頭させる。

第 430 条 証人を、見つけた場所で人的に呼び出すことができる。

ある証人の尋問が緊急である場合には、第 175 条に規定される令状の発行を待たずに、証人を即座に出頭させるために口頭で呼び出すことができる、しかしながら、緊急を要する理由が裁判所記録に記載される。

同様の場合において、予審裁判官は、陳述を受けるために、証人の住居または証人が居る場所に出向くことができる。

第 431 条 予審裁判官は、適切と判断する場合、警察職員に口頭または書面による呼出し手続きを実行する権限を与えることができる。

第 432 条 証人が知れたる住所を持っていない、または、所在が不明である場合、予審裁判官は必要に応じてその調査に都合がよいことを命じる。この場合、裁判所書記官は、司法警察、公的登録機関、専門職団体、利害関係者がその活動を行う団体または企業に、当該調査に関して問い合わせる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 433 条 陳述に出頭するとき、証人は呼出し状のコピーを裁判所書記官に渡す。

刑事的に成年である証人は、質問されたことに関して知っていることをすべて話すという宣誓または約束をする、その際、（予審）裁判官は、真実を語る義務および刑事裁判において偽証罪に問われる可能性を明確でわかりやすい言葉で知らせる義務を負う。

犯罪被害者法 (Estatuto de la Víctima del Delito) の規定に従って、犯罪被害者の地位を有する証人は、これらの手続きの実施中、法定代理人および自ら選択した者を同伴することができる。ただし、この場合、予審裁判官がその（手続き実行の）正しい展開を確保するために、根拠を示して反対の裁定をする場合を除く。

裁判官は、視聴覚メディアによる陳述の録音を命じる。

（本条の最終改訂。2021 年）

第 434 条 宣誓は神の名においてなされる。

証人は自己の宗教に従って宣誓する。

第 435 条 証人は、予審裁判官および裁判所書記官の面前で、個々にかつ秘密裏に陳述する。

第 436 条 証人は、まず、その名、父方と母方の姓、年齢、婚姻状況および職業を述べ、被疑者およびその他の当事者を知っているかどうか、また、それらの者と親族関係、友人またはその他の種類の関係を有しているかどうか、訴追されたことがあるかどうか、および、科された刑を述べる。証人が治安維持諸勢力および諸部隊 (Fuerzas y Cuerpos de Seguridad) の隊員で任務を遂行している場合、その個人登録番号および所属する行政単位で十分に身元確認できる。

裁判官は証人に陳述する事実を途切れることなく語らせ、曖昧なまたは矛盾した概念を払拭するのに適切な補足説明のみを要求する。その後、事実を明らかにするために適切と思う質問をする。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 437 条 証人は生の声で陳述する、陳述書や書面によるその他の回答を読むことはできない。

ただし、覚えにくいデータを含むメモや備忘録を参照できる。

証人は自身で回答を書き取ることができる。

第 438 条 予審裁判官は、証人を事件が起こった現場に連れて行くように命じることができ、そこで尋問することができ、または、陳述に関連すべき物品を (証人に) 見せることができる。

後者の場合、予審裁判官は証人にそのような物品を単独で、または、他の同様の物品と混合して呈示することができ、また、陳述のより高い正確性のためにその慎重さが促がす措置を講じることができる。

第 439 条 揚げ足取りの質問および誘導的な質問は証人に対して行われぬ。また、証人に特定の方向へ陳述することを義務付けたり、誘導したりするために、強制、欺瞞、約束または何らかの策略を用いることはない。

第 440 条 証人がスペイン語を理解できない、または、話せない場合には、通訳が任命される、通訳はその職務遂行において適切かつ忠実に行動することを宣誓して出頭する。

この方法で証人に質問が行われ、その回答を受ける、証人はこのチャンネルを通じて回答を口述する。

この場合、陳述は証人が使用する言語で訴訟手続きに記録され、引き続きスペイン語に翻訳されなければならない。

第 441 条 通訳者は、市区内に通訳資格のある者がいる場合、その中から選ばれる。それがいない場合は、関連する言語の教師が任命される。教師がいない場合は、その言語を知っている者が任命される。

この方法でも翻訳が入手できず、証人から期待される（事実などの）暴露が重大な場合には、証人に対してなされるべき質問シートが作成され、国務省言語通訳局 (Oficina de Interpretación de Lenguas del Ministerio de Estado) に送られる。他のすべての作業に優先して、証人が話す言語に翻訳される。

翻訳された質問は証人に、証人がその内容を理解して、自分の言語で書面で適宜な回答を裁判官の面前でなすために、渡される。回答は質問と同じ方法で通訳局に送付される。

これらの手続きを予審裁判官は積極的に実施する。

第 442 条 証人が聴覚障害者の場合、適切な手話通訳者が任命され、その通訳者を通して質問が行われ、回答を受ける。

任命された者は、職務の執行を開始する前に、聴覚障害者の立会いの下で宣誓する。

(本条の最終改訂。2003 年)

第 443 条 証人は自分の陳述の記録を自分で読むことができる。第 440 条および第 442 条 に含まれるケースのいずれかに該当するため、それができない場合には、通訳者が、その他のケースでは裁判所書記官がそれを読み上げる。

裁判官は、利害関係者に対し、自己の陳述を自分で読む権利があると告知する。

第 444 条 陳述書には、裁判官および陳述に介入したすべての者が、署名できる場合は、署名し、裁判所書記官がそれを認証する。

第 445 条 証人の陳述が、裁判官の判断で、予審の対象となる事実を確認するために明らかに不適切である場合は、それは裁判所記録には記載されない。同じケースに該当する証人の発言も陳述書には記載されない。しかし、有責または免責の証拠となるものはすべて常に記載される。

最初のケースでは、証人の出頭およびその陳述が記載されない理由が記録される。

第 446 条 陳述が行われると、裁判所書記官は、(口頭審理裁判の) 管轄裁判所に呼び出される場合には再度陳述するために (そこに) 出頭する義務、および、口頭審理裁判に呼び出されるまでになした住所変更を司法事務局 (*Oficina judicial) に知らせる義務があることを証人に周知する。この際、従わない場合は、軽罪による刑

事責任に陥らないときは、200 ユーロから 1,000 ユーロの罰金が科せられると警告する。

これらの（予防）措置は、陳述の裁判所記録の最後に記載される。

（訳者注：Oficina judicial（司法事務局）とは、司法の近代化・効率化を図るために 2010 年頃に導入された組織であり、裁判官・裁判所の裁判活動をサポート・支援する組織である。一人制裁判所が集まっている建物などに設置され、Letredo de la Administración de Justicia（以前の Secretario Judicial（裁判所書記官）から名称変更）が取り仕切っている。ここでは司法事務局と訳した。一人制裁判所は、原則第一審裁判所で、裁判官 1 名、裁判所書記官 1 名および 7,8 名の職員で構成される。）

（本条の最終改訂。2009 年）

第 447 条 裁判所書記官は、予審調書を（口頭審理裁判の）管轄裁判所に送付する際、証人から通知された住所の変更を同裁判所に通知する。

予審調書の送付後に（証人から）通知される変更についても、訴訟が終了するまで同様に行われる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 448 条 第 446 条に規定する（警告）措置がなされる際に、証人がスペイン領内にいないため出頭できないと表明する場合、また、口頭審理裁判の開始前にその者の死亡を恐れる、あるいは、身体的または知的障害を恐れる十分かつ合理的な理由がある場合、予審裁判官は、当事者による対席（尋問）の可能性をいずれにしても保証しながら、（口頭審理裁判の）陳述をただちになすよう命じる。これを行うために、裁判所書記官は、被疑者に対し、証人の陳述を受ける際に被疑者にアドバイスするために、弁護士がいない場合には 24 時間以内に弁護士を任命するよう通知し、そうしない場合には、職権で弁護士を任命することを通知する。かかる期限が経過すると、予審裁判官は、被疑者およびその弁護人の立会いのもと、また、検察官および告訴人も（出席を希望する場合には）同席し、宣誓の下で証人に再度尋問を行う。この際、これらの者に都合がよいと思われる質問をなすことを、明らかに適切でないとして裁判官が却下する場合を除き、許す。

裁判所書記官はこれらの質問に対する回答を記録し、裁判所記録には出席者全員が署名する。

（本条の最終改訂。2021 年）

第 449 条 証人に死亡の危険が差し迫った場合には、前条に定められた方法により、被疑者が弁護士の支援を受けられなくとも、最大限の緊急性を持って陳述を受ける。

第 449 条の 2 法的に規定される場合で、司法当局が、証人の陳述の実行を事前設定証拠(*prueba preconstituida)と取り決めるときは、これは、本条規定の（以下の）

要件に従って行われなければならない。

司法当局は、陳述の実行において対決の原則(*principio de contradicción)を保証する。適法に呼び出された被捜査者の欠席は事前設定証拠調べの実行を、その弁護士はいずれにしても出席しなければならないが、妨げない。被捜査者の弁護人の正当でない不出席の場合、または、緊急に訴訟手続きする理由がある場合、そのためにわざわざ職権で指定された弁護士と共に審理される。

司法当局は、音声と画像の録音・録画に適した媒体で陳述の書面化を確かなものとする。この際、裁判所書記官は即座に音声・画像の録音・録画の質を確認する。(陳述には)裁判所書記官が認証した簡潔な調書が添付される、この調書には事前設定証拠調べに参加した全員の身元が記載され、署名される。

前数段の規定に従って得られた事前設定証拠の評価については、第730条第2項の規定に従う。

(訳者注：prueba preconstituida (事前設定証拠)とは、次の段階である口頭審理裁判の開始前に存在する証拠で、裁判でいかなる時点でも修正を受け得る証拠である。刑事訴訟では、口頭審理裁判で実行できないので、予審段階で実行される証拠調べである。)

(訳者注：principio de contradicción (対決の原則)とは、原告と被告または訴追人と被訴追人の両当事者が、自己の請求を自由になす目的で、それを根拠付ける異なる事実上および証拠上の主張をもちよって訴訟にアクセスできることを意味する原則である。)

(本条の新設。2021年)

第449条の3 14歳未満の者または特別な保護が必要な障害者が、証人の地位で、殺人、傷害、自由に反する犯罪、道徳的完全性に反する犯罪、人身売買、性的自由・安全に反する犯罪、プライバシーに反する犯罪、家族関係に対する犯罪、基本的権利および公的自由の行使に関する犯罪、犯罪者・テロリストの組織・グループの犯罪、および、テロ犯罪の審理を目的とする裁判上の手続きに参加しなければならないときは、司法当局は、いずれにしても、口頭審理裁判での証拠調べのあらゆる保証手段と共に、また、前条の規定に従って、年少者の聴聞を事前設定証拠として実施するよう取り決める。この手続きは、アクセス可能性と必要な支援が保証されて実施される。

司法当局は、14歳未満の者の聴聞が、裁判所を自己規律的また合制度的な方法で支援する社会心理チームを通して、実施されるよう取り決める。この際、年少者または障害者の取り扱いおよび証拠調べの効率を改善するために、以前介入した専門職の業務(結果)を収集し、また、年少者または障害者の個人的、家庭的および社会的状況を調べる。この場合、当事者は、適切と考える質問を司法当局に送付する。当局はその適切性と有用性を事前にチェックして、質問を(社会心理チームの)専門家に提供する。年少者の聴聞が実施されたら、当事者は、同じ条件で、(年少者)証人に説明を求めることができる。陳述は常に録音される、また、(予審)裁判官は、当事者を事前に聴聞して、専門家から年少者の聴聞の展開と結果を説明する報告を収集できる。

本条規定の措置は、犯罪が軽いと考えられるとき、適用できる。

(本条の新設。2021年)

第450条 (予審) 調書の各種ファイル・書類には、削除、修正、行間の書き込みはなされない。発生した間違いは末尾に記載される。

第6節 証人および被疑者の対峙尋問

第451条 (複数の) 証人または(複数の) 被疑者が、それぞれの間で、または、前者と後者の間で、予審における何らかの事実または関心がある状況について意見の相違がある場合、(予審) 裁判官は意見の相違がある者の間での対峙尋問(careo)を開催できる。この手続は、原則として、一度に二人の間で起こさなければならない。

(訳者注：careo(対峙尋問)とは、刑事予審においてしばしば利用される捜査方式で、ある事実に関して異なる主張をする2者が共に、また、対席して陳述することでなされる。裁判官の立会いおよび介入で実施され、実行されたものから調書が作成される。調書は参加者が署名し、書記官が認証する。)

第452条 対峙尋問は裁判官の前で実施される。裁判所書記官は、それらの者の間で対峙が生じた被疑者または証人にそれらの者が提供した陳述を読み上げ、裁判官は先ず証人に、その宣誓および偽証の場合の罰則について思い出させた後、それらを追認するか、あるいは何らかの変更を加えるかどうか質問する。

裁判官は直ちに当該陳述の中にある矛盾を表明し、対峙尋問している者たちに合意に達するよう促す。

第453条 裁判所書記官は、対峙尋問行為中に起こったすべてのこと、対峙尋問している者たちが相互に行った質問、回答、反論、行為中の態度についての観察を認証する、そして、出席者全員とともに記録に署名し、誰かがそうしない場合は、そのように主張する理由を表示する。

第454条 裁判官は、対峙尋問している者たちが互いに侮辱したり脅迫したりすることを許さない。

第455条 対峙尋問は、犯罪の存在または被疑者の有罪性を確認する他の方法が知られていない場合にのみ実施される。

未成年の証人との対峙尋問は行われぬ。ただし、事前に専門家の報告を受け、裁判官がこれが不可欠であり、当該証人の利益に悪影響を及ぼさないと判断する場合を除く。

(本条の最終改訂。1999年)

第7節 専門家の報告

第456条 (予審) 裁判官は、予審において重大な事実や状況を理解または評価するために、科学的または技術的知識が必要である場合、または、(予審に) 都合がよい場合、専門家報告を求める。

第457条 専門家は資格者または無資格者であり得る。

その行使が行政庁によって規制される科学または技能の公的資格を有する者は有資格専門家である。

公的資格は持っていないものの、科学または技能に関する特別な知識持っている、または、実践している者は無資格専門家である。

第458条 裁判官は、無資格専門家よりも有資格専門家を優先して利用する。

第459条 すべての専門家検査は2人の専門家によって行われる。

現場に一人しかいない場合で、予審手続きの進行に重大な不利益を与えることなく、もう一人の到着を待つことができない場合を除く。

第460条 この(専門家の) 任命は、証人を呼び出すために規定される手続きで、裁判所執行吏またはポーターによって専門家に届けられる公文書によって知らされる。この際、元の公文書は第175条のために、その配達を委託された執行吏またはポーターが作成した調書で置き換えられる。

第461条 事件の緊急性により必要な場合には、裁判官の命令により呼出しを口頭で行うことができる、このことは裁判記録に記載される、しかし、前条に規定される調書は常に呼出し命令履行を委任された者が作成する。

第462条 適法に妨げられない場合、何人も専門家サービス実施の裁判官呼びかけに応じることを拒否できない。

妨げられる場合、適切な対処がなされるよう、(専門家は) 任命を受け次第、裁判官にその旨を通知しなければならない。

第463条 根拠のある弁明をせず裁判官の呼び出しに応じない、または、報告を拒否する専門家は、第420条で証人に対して規定される責任を負う。

第464条 被害者が誰であれ、第416条により証人として陳述する義務がない者は、犯罪に関する専門家報告を提出できない。

同条のケースのいずれかに該当する専門家が、任命した裁判官にこの状況を事前に

知らせずに報告書を提出した場合、その行為が刑事責任を生じさせない場合、200 ユーロから 5,000 ユーロの罰金が科せられる。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 465 条 裁判所命令に基づいて専門家として報告書を提出する者は、そのような専門家として国、県または市から支払われる固定報酬を受け取っていない場合、正当な報酬および補償を請求する権利を有する。

第 466 条 専門家が任命されると、裁判所書記官はただちに検察庁、私人訴追人（いる場合）、また、被疑者（裁判官の処分に任された場合、または、予審の場所にいる場合）またはその代理人（いる場合）に通知する。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 467 条 専門家の調査および報告が口頭審理裁判で繰り返される可能性がある場合、任命された専門家を当事者は忌避申し立てできない。

口頭審理裁判で繰り返えされない場合は、忌避申し立てできる。

第 468 条 専門家の忌避理由は次の通りである：

1. 告訴人または被告訴人と 4 親等以内の血族または姻族である。
2. 事件または別の同様の事件に対する直接的または間接的な利害関係がある。
3. 親密な友情または明らかな敵意がある。

第 469 条 裁判官が任命した専門家に忌避を申し立てようとする告訴人または被告訴人は、専門家の調査が開始される前に、忌避の理由および提出する証言（による）証拠を表明し、また、書面証拠を添付して、書面証拠が自己の自由にできない場合は、それが存在する場所を指定して、書面で忌避を申し立てなければならない。

この書面の提出には訴訟代理士を利用する義務はない。

第 470 条 裁判官は、予審手続きを中断することなく、忌避申立者が作成した文書を検討し、その者が呼び出す証人の意見を聞き、忌避に関して正当と考える裁定をする。

忌避の余地がある場合、専門家行為を、忌避申し立てられた専門家に代わるべき専門家を任命するために、そのことを（両）専門家に知らせるために、また、任命された者が対応する場所で活動するために、厳密に必要な期間中断させる。

忌避申し立てが認められない場合、（予審は）忌避申し立ての権能が行使されなかったかのように進行する。

忌避申立者が（証拠）書類を提出せずに、書類が見つかるアーカイブまたは場所を

指定した場合、裁判所書記官が（当該場所等に）書類を請求し、予審裁判官はそれらを受け取り次第、手続きの進行を遅らせることなく検査する。忌避申立ての理由が正当であると判断する場合、提出された専門家報告を無効とし、新たな報告手続きの実施を命じる。

（本条の最終改訂。2009年）

第471条 第467条の第2段の場合、告訴人は、自己の費用で、専門家調査に介入する専門家を任命する権利を有する。

被疑者も同様の権利を有する。

複数の告訴人または複数の被疑者がいる場合は、それぞれの間で任命について合意する。

これらの専門家は有資格者である必要がある。ただし、裁判区または（自治）市境界域内にこの種の専門家がない場合は、無資格専門家を任命できる。

専門家手続きの実施が待つことを許さない場合で、もし、状況が、告訴人および被疑者がその手続きに介入できるためにそれを許すならば、進められる（???）。

第472条 当事者が前条で与えられる権能を利用する場合、当事者は裁判官に専門家の名前を通知し、この通知を行う際に、指定された者が実際に専門家であるという証拠を提出する。

（専門家）検査活動が開始された後は、いかなる場合でもこの権能を使用することはできない。

第473条 裁判官は、忌避申立てについて第470条に規定される方法で、当該専門家の受入れを裁定する。

第474条 専門家行為を開始する前に、すべての専門家は、裁判官によって任命されたか当事者によって任命されたかにかかわらず、第434条に従って、自己の活動を適切かつ忠実に進めること、および、真実を発見し、陳述する目的以外には何もしないことを宣誓する。

第475条 裁判官は専門家に対してその報告の目的を明確かつ断定的に述べる。

第476条 専門家行為に、第467条第2段の場合、告訴人はその代理人（いる場合）と共に、および、被疑者もその代理人と共に、たとえ投獄中であっても、立ち会うことができる、投獄中の場合、裁判官は適切な保全措置を講じる。

第477条 専門家行為は、予審裁判官が、または、その委任を受けた場合は治安裁

判官が主宰する。また、第 353 条の場合、司法警察官に委任できる。
訴訟を担当する裁判所書記官は常に立ち会う。

第 478 条 可能であれば、専門家報告書には次の内容が含まれる：

1. (報告) 対象となる者または物の (それがあった状態または態様での) 記述。
裁判所書記官がこの記述を作成する、この際、専門家が口述して、また、出席者全員が署名する。
2. 専門家によって実行されたすべての作業とその結果の詳細な記述。前記と同じ方法で作成および署名される。
3. そのようなデータに照らして、専門家がその知識または技能の原理・原則に従って到達した結論。

第 479 条 専門家が分析対象を破壊する、または、変質させる必要がある場合、可能であれば、必要に応じて新たな分析を行えるように、また、裁判官が自由に使えるようにその一部を保存しなければならない。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 480 条 作業または検査に立ち会った当事者は、専門家に適切と思われる意見を述べることができ、そのすべてが裁判所記録に記載される。

第 481 条 検査が行われると、専門家は、希望する場合、熟考し、結論を作成するために、裁判官が指定した場所に必要な時間だけ引きこもることができる。

第 482 条 専門家が休息する必要がある場合、裁判官または裁判官を代理する公務員は、休息に必要な時間を与えることができる。

また、手続きを、その性質上必要な別の時または日まで一時停止できる。

この場合、裁判官またはその代理者は、専門家手続きの材料に重大な変更を加えないよう適切な保全措置を講じる。

第 483 条 裁判官は、自らの発議で、あるいは、出席当事者またはその弁護人の請求により、専門家が結論を出す際に、裁判官が適切と判断する質問をすることができ、また、必要な説明を要求できる。

専門家の回答は報告の一部とみなされる。

第 484 条 (複数の) 専門家の意見が一致せず、その人数が偶数の場合、裁判官は別の専門家を任命する。

新しい任命者が介入して、可能であれば、それら（前の）任命者によって行われた作業が繰り返され、適切と思われる作業が実行される。

作業を繰り返したり、新たな作業を実施したりすることが不可能な場合、最後に任命された専門家の介入は、実施された検査手続きを考慮して、他の専門家と共に慎重審議することに限定され、その後、同意する者と共に、または、それらのいずれにも同意しない場合は、別れて、理由付き結論を作成する。

第 485 条 裁判官は、専門家に委託する手続きを実施するために必要な物質的手段を専門家に提供する、その際、公的機関にそれらを請求するか、そのような目的のため準備されたものが存在する場合には関係当局に事前に通知する。ただし、第 362 条に特別に規定されるものを除く。